

2020年10月

会員 各位

公益社団法人日本産婦人科医会  
医療安全部

2020年9月に発刊された書籍「産科の感染防御ガイド 新型コロナウイルス感染症に備える指針」（監修：日本産婦人科医会・日本母体救命システム普及協議会、出版：メディカ出版）の内容についての解釈は次のとおりです。

【記載内容】

妊婦のPCR法による検査は保険適用が認められているが、妊婦本人の希望によって行うことになっており、自院の判断で無症状の妊婦すべてに院内感染対策などの目的で検査を行うことは適用とはならない。

（86頁 7行目） 抜粋版（24頁 7行目）

【解釈】

1. PCR検査が保険適応になるのは医師が医学的に必要と認めた場合です
2. 医療機関は都道府県知事の認可を受けることで保険を用いたPCR検査ができるようになります。
3. 保険でのPCR検査は、自己負担なしで、生活保護と同じ形式で検査料が医療機関に支払われます
4. 希望に基づくPCR検査は自費になります
5. 医療機関の都合で行うPCR検査も保険対象になりません
6. 補正予算に基づいて各都道府県で実施されている事業における、妊娠後期の不安を感じる妊婦に対するPCR検査も自費検査です（検査費に対する補助金が別途出る事業です）

（2020年10月時点の状況）